

資料1

条例案項目検討内容

検討項目		審議会の意見を踏まえた修正案
		審議会において決定した内容及び修正案
前文	1. 高齢者・障害者に関する表現について	<p>この条例は協働のまちづくりの推進を目的としたものであり、その対象は全ての市民であることから、「高齢者」、「障害者」等の表現は使用せず、「全ての市民が安心して…」の表現を採用する。《第3回 資料2⇒第4回 資料2》</p> <p>「高齢者」、「障害者」等の表現は使用せず、「全ての市民が安心して…」の表現を採用する。 なお、高齢者や障害を持った人等社会的弱者も「全ての市民」の中に含まれるということについて条例の逐条解説において説明を加えることとする。 また、あわせて「この協働のまちづくりを通した人づくりと地域の絆を深めながら、全ての市民が安心して心豊かに暮らし続けられる住み良いまちの実現を図り、次世代を担う子どもたちが、わがまち大牟田に希望と愛着を持ち、ふる里として誇れるまちをつくりあげていかなければなりません。」を「私たちは、この協働のまちづくりを通した人づくりと地域の絆を深めながら、全ての市民が安心して心豊かに暮らし続けられる住み良いまちの実現を図るとともに、次世代を担う子どもたちが、わがまち大牟田に希望と愛着を持ち、ふる里として誇れるまちをつくりあげていかなければなりません。」に修正する。</p>
	2. 市民憲章について	<p>市民憲章の精神は協働のまちづくりの理念と通じるものであるが、市民憲章はまちづくり全般にかかる原則を示すものであり、協働のまちづくりの推進を目的とする条例よりも捉える対象が広範である。このため、前文において市民憲章の文言を使用しないこととする。《第3回 資料2》</p> <p>同上</p>
	3. 「市民等」について	<p>審議会において判断《第3回 資料2》</p> <p>今後の条文検討により判断</p>
	4. 「意志」について	<p>「意志」は行為者の積極的な思いを表す言葉であり、法律用語としては一般に用いられないといわれているが、この条例では条文ではなく、前文においてのみ市民の積極的な思いを表現する言葉として「意志」が使用されていることから、原案を採用する。</p> <p>同上</p>
	5. 「地域コミュニティの希薄化」について	<p>審議会において判断《第3回 資料2⇒第4回 資料2》</p> <p>「希薄化」も「衰退」も地域の現状を表すうえで重要な言葉であり、地域コミュニティの衰退は地域への関心の希薄化に起因するものであることから、両方の言葉を含む表現とする。</p>
	6. 「まちづくりの主役は市民」について	<p>審議会において判断《第3回 資料2》</p> <p>「主役」は市民の積極的な意志を表す表現であり、前文における市民の思いを分かり易く伝える言葉であることから、「市民が主役」という表現を前文においてのみ使用する。</p>
	7. 基本理念の明示について	<p>「そこで私たちは、この基本理念に基づきまちづくりの…」に修正《第3回 資料2》</p> <p>同上</p>
	8. 条例名称について	<p>「市長と語るまちづくり市民懇談会」の多くの会場で、市民の皆さんが「まちづくり基本条例」という条例名称から、本市のあらゆる分野(産業振興、雇用対策、社会福祉、環境、教育など)マスタープラン的なまちづくりに関する基本条例と誤解され、混乱が生じた。このため、当該条例の具体的な内容に的確に合致した条例名称に変更した方が、協働のまちづくりに関する理念やルールを明確に規定し、それを市民全体で共有するという目的がより図られると考えられるため、条例名称は「まちづくり基本条例」から「協働のまちづくり推進条例」へ見直しを行なうこととする。</p> <p>同上</p>

検討項目		審議会の意見を踏まえた修正案	
		審議会において決定した内容及び修正案	
第1章 総則	目的	1. 「活気ある豊かな地域社会」の表現について	審議会において判断<<第3回 資料3>> これからの地域社会においては物質的な豊かさだけでなく、思いやりや安心安全等の精神的な豊かさも重要であることから、第3回 資料3案2の「心豊かで活気と魅力のある…」の表現を採用する。
		2. 基本理念について	前文の5段目に「この基本理念に基づき…」を追加<<第3回 資料3>> 同上
	定義	1. 市民、市民等について	審議会の意見を踏まえ、事業を営む個人、法人を含め市民等として定義<<第3回 資料4(2)>> 今後の条文検討により判断
		2. 事業者について	審議会において判断<<第3回 資料4(3)>> 第3回 資料4(3)を採用
		3. 市民活動について	「ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除く」(第3回 資料4(7))を「ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を目的とするものを除く」に修正。 同上
	原基 則本		指摘事項無し。
	市第2章 市民の役割	第3項の表現の追加修正	審議会において判断<<第4回 資料3>> 「自らの住む地域に関心を持ち、相互に連携、協力し」を「自らの住む地域に関心を持つとともに、お互いの立場を理解し連携、協力を図り」に修正
市第3章 役割	行政運営	条文との整合を図るため、条文の名称を「行政運営」から「行財政運営」に修正 同上	